

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十三日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

### 奈良県人事委員会規則第七号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第一号ア中「百分の百・五を超え百分の百八十五」を「百分の百五・五を超え百分の百九十五」に、「百分の百二十・五を超え百分の二百二十五」を「百分の百二十五・五を超え百分の二百三十五」に改め、同号イ中「百分の九十一を超え百分の百・五」を「百分の九十六を超え百分の百五・五」に、「百分の百十一を超え百分の百二十・五」を「百分の百十六を超え百分の百二十五・五」に改め、同号ウ、同項第二号及び第三号中「百分の九十一」を「百分の九十六」に、「百分の百十一」を「百分の百十六」に改める。

### 附 則

この規則は、令和元年十二月二十五日から施行し、この規則による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、同月一日から適用する。